

中東遠総合医療センター面会規程

(目的)

第1条 この規程は、中東遠総合医療センター（以下「病院」という。）に入院する患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会（以下「面会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限せず、可能な限り対面での面会機会を確保することを基本方針とする。

2 特に面会を必要とする患者又は状況の事例については、次に掲げるとおりとする。

- (1) ターミナル期（患者・家族の受容のための時間共有）
- (2) 手術、侵襲性の高い手技・処置を受ける患者への支援
- (3) 子どもの愛着形成と育児支援（立会い出産を含む）
- (4) 在宅療養に向けた家族の手技獲得
- (5) 施設又は訪問看護担当者との面接
- (6) 精神的安定が必要な患者の精神的サポート
- (7) 意思決定の合意・支援・代弁者となるための療養環境及び本人状態の確認
- (8) 病状・治療の重要な説明
- (9) 小児病棟における訪問教育（子どもの教育を受ける権利を守り、治療を受ける思考を助け、退院後の生活に希望をもつために実施）
- (10) 長期入院患者の家族とのコミュニケーション

(面会時間)

第3条 面会の時間は、中東遠総合医療センター施設管理規程に定めるとおりとする。ただし、診療、看護ケアその他の事情がある場合は、主治医又は病棟職員の判断において面会時間を調整する。

(面会人数及び回数)

第4条 面会人数は、他患者の迷惑にならない人数とする。

2 面会回数は、面会者1名につき1日1回までとする。ただし、主治医又は病棟職員が必要と判断した場合はこの限りではない。

(面会者)

第5条 面会者は、原則として次のとおりとする。ただし、患者の心理的安定に寄与すると判断される場合はこの限りではない。

- (1) 家族又はキーパーソン
- (2) サージカルマスク（不織布マスク）を適切に着用できる年齢の者

(面会における留意事項)

第6条 面会者が次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 発熱 (37.5℃以上)、咳、下痢等の症状がある場合
 - (2) 感染症に罹患している、又はその疑いがある場合
 - (3) 過去1週間以内に感染症患者との接触がある場合
 - (4) 同居家族が感染症に罹患している場合
 - (5) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合
- (面会場所)

第7条 面会場所は、原則として次の場所とする。

- (1) 各病棟のデイルーム又はデイコーナー
 - (2) 患者の病状等により病室内
- (面会手順)

第8条 面会者は、病棟入口において職員へ面会希望の旨を伝え、職員の案内に従う。

(面会時の感染対策)

第9条 面会者は、次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
 - (2) サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること
 - (3) 患者の感染状況により個人防護具の着用が求められる場合は、職員の指示に従うこと
- (面会中の禁止事項)

第10条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
 - (2) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
 - (3) 他患者等への無断の写真撮影、音声録音
 - (4) 院内で撮影した写真又は動画若しくは録音した音声の SNS 等への投稿
 - (5) 医療機器への接触や操作
 - (6) 病院職員の指示に従わない行為
- (面会制限)

第11条 主治医又は病棟職員が、患者の感染症、手術前後、症状又は病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合は、面会を制限することがある。

2 感染症流行時期の面会制限については、中東遠総合医療センター院内感染対策マニュアルに定めるとおりとする。

(面会の特例)

第12条 主治医又は病院が必要と判断した場合は、時間外や制限を超えた面会を認めることがある。

(代替手段としての ICT 活用)

第13条 感染状況や患者の状態等により対面による面会が困難な場合は、オンライン面会等の代替手段を提案し、支援を行う。

(病棟別の対応)

第 14 条 次に掲げる病棟は、別に面会ルールを定めることができる。ただし、当該ルールは、第 2 条の規定に基づき、過度に面会を制限するものとならないよう留意する。

(1) ICU・CCU センター病棟

(2) 救命救急センター病棟

(3) 4 階東病棟 (小児科)

(4) 4 階西病棟 (産婦人科)

(周知)

第 15 条 この規程の内容は、入院のご案内、院内掲示及び病院ウェブサイト等を通じて患者及び家族へ周知する。

(規程の改正)

第 16 条 この規程は、管理会議において年 1 回以上内容の協議及び承認手続きを行う。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。